

保護司になりませんか

Q 保護司ってどんなボランティアですか？

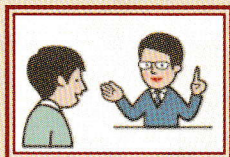
A 保護司は、法務大臣から委嘱されたボランティアで、全国に約4万6千人います。給与は支給されませんが、活動にかかる経費（交通費など）は支給されます。

Q 保護司になったら、どんな活動をするのですか？

A 保護司は、保護観察を受けている人の立ち直りを支援する「処遇活動」と、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める「地域活動」の2つの活動を主に行っています。

処遇活動

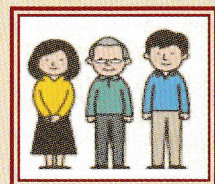
処遇活動の中核は、「保護観察」です。保護観察は、犯罪や非行をして保護観察を受けている人と月に2～3回程の面接をし、彼らの相談に乗ったり、約束事を守るように指導します。保護観察は、犯罪者処遇の専門家で、国の職員である「保護観察官」と地域ボランティアである「保護司」が二人三脚で行っています。



地域活動

犯罪や非行のない地域社会を築くため、毎年7月を強化月間として、『社会を明るくする運動』を行っています。社会を明るくする運動において、住民向けの啓発イベントを開催するなど、様々な広報活動に積極的に取り組んでいます。

また、地域で住民集会を開いたり、学校等と連携して活動をしたりしています。



Q 保護司になりたいけど、どうすれば良いのですか？

A 保護司になるには、一定の要件を満たす必要があります。まずは、最寄りの保護観察所にご相談ください。



全国保護観察所一覧

甲府保護観察所 055-235-7144

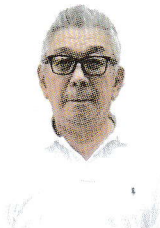
甲府保護司会更生保護サポートセンター 055-288-8311

新保護司紹介

☆☆☆ 社会を明るくするために頑張っています ☆☆☆



大森 真弓
(西：貢川地区)



清水 久
(西：舞鶴地区)



田中 克明
(西：石田地区)